

県西地域で実施する

花火大会主催者の皆様へ

花火大会は2か月前までに 事前相談をお願いします！

花火の打上げを行うには、火薬類取締法に基づく許可が必要です。火薬類消費許可申請にあたっては、手続きをスムーズに進めるため、計画段階から警備等の状況について、県との協議が必要となります。

○許可に必要な期間

事前相談から、申請書の受付け、申請後の書類修正、関係機関との調整、事前の現地調査等を含め、許可には通常1か月半～2か月程度の期間を要する場合がございます。

1か月前に相談なく申請された場合、許可証の交付が間に合わない可能性があります。

余裕を持って 2か月前までに事前相談をお願いします。

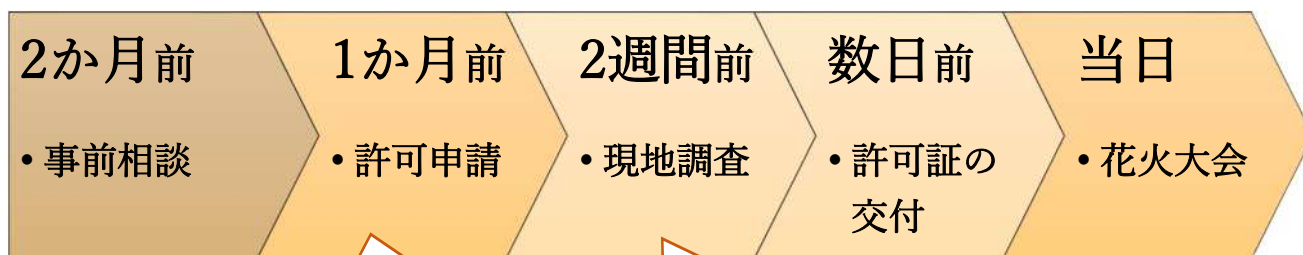
○事前相談で伺う内容

- 保安に係る警備計画
- 使用場所の使用許可等の状況（必要な場合）
- 花火の消費量や配置等

※確定前の案でも構いません。

※案が複数の場合、各案についてご相談ください。

○花火大会開催までの流れ



事前相談が無い場合、書類修正に時間を要する可能性があります。

申請書類の修正完了後に、県庁、警察、主催者で日程調整の上で実施します。

○許可後の計画変更について

- 計画に変更が生じた場合、速やかにご連絡ください。
- 当日に変更が判明した場合、打上げを中止せざるを得ない場合があります。

○申請書の作成について

- 事前に「煙火消費許可申請の手引き」をご一読ください。
<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/14956/tebiki.pdf>
- 必要な様式は、県のウェブサイトからダウンロードできます。
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/a2p/kayaku/pl4950.html>
- 煙火消費における保安距離の基準(神奈川県)
https://www.pref.kanagawa.jp/documents/14956/ki_jun.pdf
- 煙火消費における保安距離の基準(神奈川県)「斜め打ちの特例」の解説
<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/14956/nanameutitokureinokaisetu.pdf>

【連絡先】

神奈川県県西地域県政総合センター 環境部 環境保全課
〒250-0042 小田原市荻窪 350-1 小田原合同庁舎内 3F
電話：0465-32-8000（代表）